

株主各位

石川県小松市工業団地1丁目72番地
小松ウォール工業株式会社
代表取締役社長 加納 裕

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る平成21年6月24日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時20分）までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 石川県小松市工業団地1丁目72番地
当社本店 2階会議室

3. 目的事項

- 報告事項1.** 第42期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.** 第42期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 第42期剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役6名選任の件
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
- 第5号議案** 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.komatsuwall.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたいと存じます。

<添付書類>

事 業 報 告

(平成20年4月1日から)
平成21年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、昨年秋以降、米国の大手金融機関の破綻に端を発した世界的な金融市場の混乱の影響を受け、株式・為替環境の悪化、企業の生産減、設備投資の抑制、さらには雇用情勢の悪化など、景気は厳しい局面となりました。

間仕切業界におきましても、原材料価格の高騰、販売価格競争の激化、民間企業の設備投資意欲の急激な減退による新規需要の減少等、厳しい経営環境が継続しております。

このような情勢の中で、当社は積極的なコスト削減と販売力の増強を図り、営業拠点の新設（八王子、滋賀）や「設計指定活動」を営業活動の中心に据えるとともに、「新規開拓専任者」の増員配置による新規優良顧客の開拓を積極的に推進し、受注獲得に取組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度は、官公庁向けは福祉・厚生施設、学校・体育施設を中心に需要を伸ばしましたが、民間向けについては、上述の民間企業の経営環境の厳しさが影響し、学校・体育施設は増加したものの、その他の事務所・オフィス、福祉・厚生施設、工場・生産施設では需要は伸びず、売上高は262億27百万円（前連結会計年度比2.8%減）と減収となりました。利益面については、販売価格競争と原材料価格の値上がりの影響からコスト削減と販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの、売上総利益率は29.1%と前連結会計年度比1.9ポイント低下し、経常利益は10億40百万円（前連結会計年度比44.8%減）、当期純利益は5億22百万円（前連結会計年度比52.2%減）となりました。また、受注残高については、厳しい環境の中ではありますが、前連結会計年度比6.7%増の95億73百万円を確保しております。

品目別の状況につきましては、可動間仕切は、学校・体育施設向けには健闘しましたが、民間の事務所・オフィスビル・工場向けが振るわず、前連結会計年度比8.8%減少しました。また、固定間仕切については、壁面化粧パネルが伸びたものの学校間仕切、軽量ドアが前年を下回ったため、固定間仕切全体では前連結会計年度比2.3%減少となりましたが、一方では受注残高においては軽量ドアの受注残高が前連結会計年度比42.7%増加したことにより、固定間仕切全体でも34.8%の増加と、大きく伸びております。トイレブースは、学校・体育施設、福祉・厚生施設を中心に納入が増加し、前連結会計年度比13.5%増加した結果、全体の20%を占めるようになりました。移動間仕切については、小型の移動壁の宿泊施設、文化施設等への納入が増加した反面、大型の移動間仕切の納入が減少したため、移動間仕切全体では前連結会計年度比4.3%減少となりました。

品目別の売上につきましては、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会計年度別 品 目	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会 計年度比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
可動間仕切	9,041	33.5 %	8,248	31.4 %	91.2 %
固定間仕切	7,815	29.0	7,635	29.1	97.7
トイレベース	4,687	17.4	5,321	20.3	113.5
移動間仕切	3,319	12.3	3,177	12.1	95.7
ロー間仕切	951	3.5	832	3.2	87.5
その他の	1,167	4.3	1,012	3.9	86.7
計	26,982	100.0	26,227	100.0	97.2

2. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資については、熊本営業所の建物取得、既存機械装置の維持更新、および本社製作出荷システム等を中心に総額3億69百万円であり、所要資金については自己資金を充当しております。

3. 会社が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、引き続き世界的な金融危機が影響し、総じて景気の減速感が懸念され、また、回復までの期間についても長期化するとの予想もあり、先行きは非常に不透明な状況にあると思われます。

間仕切業界におきましても、企業収益が減少したことによる需要減退の懸念が強まる中、新規受注、大型物件の受注の減少が予想され、今後もさらに厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況下において、当社は市場占有率アップによる業績向上を目指し、販売子会社の自社拠点化の完了とこの数年来の営業拠点の新設により、これら新設拠点と既存営業拠点が一体となり業績拡大を進めてまいります。また、福祉・厚生施設向けを中心に、間仕切関連市場であるドア市場へ進出し、「設計指定活動」による受注活動と「新規開拓専任者」による新規優良顧客の開拓を積極的に推進しながら、新製品の開発による他社との差別化を図り永年培った間仕切のノウハウを提供することで、受注に結びつけてまいります。また、益々進む少子高齢化社会を背景に今後も引き続き需要増が見込まれる病院・医療施設向けの可動間仕切、軽量ドア、トイレベース製品の拡販、新製品開発に努めてまいります。

4. 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	期別	第39期	第40期	第41期	第42期 (当連結会計年度)
売上高		25,914	27,451	26,982	26,227
経常利益		2,300	2,232	1,884	1,040
当期純利益		1,019	932	1,093	522
1株当たり当期純利益		90円40銭	88円19銭	103円21銭	49円31銭
総資産		27,733	29,897	29,484	29,372
純資産		23,456	23,928	24,573	24,662
1株当たり純資産		2,213円04銭	2,259円75銭	2,319円36銭	2,327円04銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末株式数に基づき、算出しております。
 3. 当連結会計年度の業績変動については、「1. 事業の経過および成果」を参照してください。

5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
小松ウォールサービス株式会社	百万円 10	% 100.0	当社製品の施工
小松プロテクター株式会社	30	100.0	当社製品の外注加工

- (注) 小松プロテクター株式会社は、平成21年4月1日を合併期日として当社と合併し、消滅しております。

6. 主要な事業内容

当社グループは間仕切の専門メーカーとして、可動間仕切、固定間仕切、移動間仕切、トイレーズ、ロー間仕切等の製造および販売を行っております。

7. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	石川県小松市	さいたま営業所	さいたま市北区
第一工場	〃	千葉営業所	千葉市花見川区
第二工場	〃	東京OS営業所	東京都千代田区
第三工場	〃	東京第二営業所	〃
札幌支店	札幌市西区	八王子営業所	東京都八王子市
仙台支店	仙台市宮城野区	川崎営業所	川崎市幸区
新潟支店	新潟市中央区	長野営業所	長野県長野市
東京支店	東京都千代田区	松本営業所	長野県松本市
東京第一支店	〃	浜松営業所	浜松市南区
横浜支店	横浜市港北区	岐阜営業所	岐阜県岐阜市
長野支店	長野県松本市	三重営業所	三重県津市
名古屋支店	名古屋市瑞穂区	滋賀営業所	滋賀県野洲市
京都支店	京都市下京区	和歌山営業所	和歌山県和歌山市
大阪支店	大阪市中央区	奈良営業所	奈良県奈良市
大阪第一支店	〃	大阪第二営業所	大阪市中央区
広島支店	広島市佐伯区	神戸営業所	神戸市東灘区
四国支店	香川県高松市	岡山営業所	岡山市北区
福岡支店	福岡市東区	高松営業所	香川県高松市
青森営業所	青森県青森市	松山営業所	愛媛県松山市
盛岡営業所	岩手県盛岡市	北九州営業所	北九州市小倉南区
福島営業所	福島県郡山市	熊本営業所	熊本県熊本市
前橋営業所	群馬県前橋市	宮崎営業所	宮崎県宮崎市
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
水戸営業所	茨城県水戸市		

(2) 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
小松ウォールサービス株式会社	大阪府吹田市
小松プロテクター株式会社	石川県小松市

8. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
946名	22名増

(注) 従業員数には、嘱託およびパートタイマー（計30名）は含まれておりません。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
818名	42名増	36.4歳	12.0年

(注) 従業員数には、嘱託およびパートタイマー（計19名）は含まれておりません。

II. 会社の現況（平成21年3月31日現在）

1. 株式の状況

- ①発行可能株式総数 25,000,000株
- ②発行済株式の総数 10,903,240株（自己株式304,964株含む。）
- ③株主数 13,292名（前事業年度比 890名増）
- ④発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社アネシス	1,730,000株	16.32%

- (注) 1. 出資比率は自己株式（304,964株）を控除して計算しております。
2. 株式会社アネシスの所有株式数には、日本証券金融株式会社との株券等貸借取引に関する基本契約書に基づく貸株42,600株分を含めて表記しております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	会社における地位	担当および他の法人等の代表状況等
加納 裕	代表取締役社長	小松ウォールサービス株式会社代表取締役社長 小松プロテクター株式会社代表取締役社長 営業本部長兼東北・九州ブロック長 管理本部長
牛島 哲	専務取締役	西日本ブロック長兼四国支店長
吉岡 常	常務取締役	東日本ブロック長
片山 哲	常務取締役	生産本部長兼生産管理部長
山本 常	常務取締役	経理部長兼情報システム部長
木戸 三	取締役	広島支店長
木下 隆	取締役	技術部長
申田 文	取締役	品質保証部長
田中 和	取締役	市場開発部長
田上 次	取締役	第一購買部長
彦居 清	取締役	RW事業部長
居村 夫	取締役	総務部長兼人事部長
田中 雄	取締役	東京支店長
和林 猛	取締役	名古屋支店長
佐間 一	勤務監査役	税理士
林口 喜	監査役	株式会社共和工業所代表取締役社長
山口 徹	監査役	

- (注) 1. 監査役 林他喜男氏および監査役 山口徹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役 林他喜男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成21年4月1日以降の変更は次のとおりであります。

異動日	地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況等
平成21年4月1日	常務取締役	山本 孝三	市場開発部長
平成21年4月1日	取締役	熊田 雅巳	市場開発部 東日本担当
平成21年4月1日	取締役	平田 保次	第四製造部長
平成21年4月1日	取締役	武居 秀雄	東日本ブロック長

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	林 他喜男	当事業年度開催の取締役会10回のうち5回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会5回のうち4回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	山口 徹	当事業年度開催の取締役会10回のうち3回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会5回のうち3回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人 数	報酬等の額
取締役	17名	188百万円（社外取締役はおりません）
監査役	4名	18百万円（うち社外監査役2名1百万）
合計	21名	207百万円

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額（賞与を含む）135百万円を支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人の給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、取締役および監査役に対する当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額25百万円を含めて表示しております。
5. 取締役に支払った報酬には、当事業年度中の退任取締役1名に対する報酬額を含めて表示しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 駿河法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

監査法人トーマツより、財務報告に係る内部統制に関する指導・助言を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

5. 会社の体制および方針

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社が、内部統制システム構築に関する基本方針として決議した事項は、次のとおりであります。(最終改訂：平成20年4月22日)

(1) 基本的な考え方

当社では、以下の「我が社の基本理念」を経営の拠りどころとし行動します。

「我が社の基本理念」

われわれは常に一流を志向し内に礼節、勤勉、誠実を心がけ積極果敢に行動します。

一．常に需要の動向を的確にとらえ、より良いものをより安く供給します。

一．顧客に奉仕し、明るい職場環境をつくり、従業員の生活向上を図ります。

一．限りない情熱と、たゆまぬ努力を重ね、企業の発展を期し社会のために尽くします。

また、当社では上記の「我が社の基本理念」を具体的行動に落し込んだ以下の行動指針を日ごろの業務運営の指針とします。

(行動指針)

私たちの目指すところは、誠実かつ公正な経営を実現し、企業の社会的責任を果たし

ていくことです。私たちは次のとおり行動します。

1. 私たちは、顧客の満足を第一とし、常に最高の製品、サービスを提供していきます。
2. 私たちは、法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な企業活動を行います。
3. 私たちは、社員一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、働きやすい企業風土の実現に努めます。
4. 私たちは、ステークホルダーに対して、公正で適切な情報開示に努めます。
5. 私たちは、かけがえのない地球環境を守るため、環境保全の活動を通して社会に貢献します。
6. 私たちは、国際化時代にあって異なる文化的伝統や慣習を尊重します。
7. 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
8. 私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度でのぞみます。

(2) 整備状況

整備状況については、2006年5月の取締役会にて、内部統制システム構築に関する基本方針を決議しました。今後この基本方針に基づき、内部統制に関する体制、環境を整備、運用していきます。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンス体制の確立、浸透、定着を図る。

また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。

取締役および監査役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、リスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で適切なリスク対応を図る。また、「リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を整備する。

取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および

取締役の業務執行状況の監督等を行う。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規定」に基づき、子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行う。

さらに、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施し、業務の適正を確保する体制を強化する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、同使用人を置くものとする。なお、使用人の人事については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告するものとする。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることが出来ることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、関係排除に取組んでおります。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

1. 不当要求に関する対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者を設置するとともに、事案により関係部署と協議し対応しております。

2. 石川県企業防衛対策協議会、財団法人暴力団追放石川県民会議等の指導を受けるとともに、必要に応じて警察署、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

3. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

以上

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,874	流 動 負 債	3,335
現 金 及 び 預 金	7,338	買 掛 金	1,494
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,550	未 払 金	651
た な 卸 資 産	1,601	未 払 法 人 税 等	82
繰 延 税 金 資 産	322	前 受 金	306
そ の 他	112	賞 与 引 当 金	641
貸 倒 引 当 金	△ 51	そ の 他	159
固 定 資 産	11,498	固 定 負 債	1,373
有 形 固 定 資 産	6,819	退 職 給 付 引 当 金	1,016
建 物 及 び 構 築 物	5,420	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	334
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,691	そ の 他	22
土 地	3,636	負 債 合 計	4,709
そ の 他	864	(純 資 産 の 部)	
減 儲 償 却 累 計 額	△ 5,794	株 主 資 本	24,661
無 形 固 定 資 産	385	資 本 金	3,099
投 資 そ の 他 の 資 産	4,293	資 本 剰 余 金	3,031
投 資 有 価 証 券	431	利 益 剰 余 金	18,991
保 険 積 立 金	3,140	自 己 株 式	△ 461
繰 延 税 金 資 産	431	評 価・換 算 差 額 等	0
そ の 他	377	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 88	純 資 産 合 計	24,662
資 産 合 計	29,372	負 債・純 資 産 合 計	29,372

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	26,227
売上原価	18,589
売上総利益	7,638
販売費及び一般管理費	6,653
営業利益	984
営業外収益	
受取利息	37
受取配当金	6
受取保険金	4
受取賃貸家	14
その他	16
	79
営業外費用	
売上割引他	22
その他の	0
	22
経常利益	1,040
特別利益	
固定資産売却益	7
特別損失	
固定資産売却損	5
固定資産除却損	11
ゴルフ会員権評価損	10
投資有価証券評価損	1
退職給付制度終了損	1
	28
税金等調整前当期純利益	1,019
法人税、住民税及び事業税	503
法人税等調整額	△ 6
当期純利益	497
	522

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	3,099
当期変動額	
当期変動額合計	<u>－</u>
当期末残高	<u>3,099</u>
資本剰余金	
前期末残高	3,031
当期変動額	
当期変動額合計	<u>－</u>
当期末残高	<u>3,031</u>
利益剰余金	
前期末残高	18,851
当期変動額	
剩余金の配当	△ 381
当期純利益	522
自己株式の処分	△ 1
当期変動額合計	<u>140</u>
当期末残高	<u>18,991</u>
自己株式	
前期末残高	△ 466
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
自己株式の処分	5
当期変動額合計	<u>5</u>
当期末残高	<u>△ 461</u>
株主資本合計	
前期末残高	24,516
当期変動額	
剩余金の配当	△ 381
当期純利益	522
自己株式の取得	△ 0
自己株式の処分	4
当期変動額合計	<u>145</u>
当期末残高	<u>24,661</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	56
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 55
当期変動額合計	<u>△ 55</u>
当期末残高	<u>0</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	56
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 55
当期変動額合計	<u>△ 55</u>
当期末残高	<u>0</u>
純資産合計	
前期末残高	24,573
当期変動額	
剩余金の配当	△ 381
当期純利益	522
自己株式の取得	△ 0
自己株式の処分	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 55
当期変動額合計	<u>89</u>
当期末残高	<u>24,662</u>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

小松ウォールサービス(株)

小松プロテクター(株)

なお、連結子会社であった小松ウォールシステム開発(株)は平成20年4月1日を合併期日として当社と合併し、消滅しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

なお、持分法適用関連会社であった(株)パッセルインテグレーションは、平成20年4月1日付で、同社の株式の全てを売却したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券 時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

製品、仕掛品及び未完成品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下げの方法により算定）

原 材 料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下げの方法により算定）

貯 藏 品 最終仕入原価法

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準 第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法
主な耐用年数は以下のとおり

建 物 及 び 構 築 物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

無 形 固 定 資 産……利用可能期間（5年）に基づく定額法
(ソフトウエア)

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から会計処理しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により会計処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によつておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取家賃」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「受取家賃」は1百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

製品 108百万円

仕掛品 103百万円

未成工事 1,187百万円

原材料及び貯蔵品 201百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式	普通株式	10,903,240	-	-	10,903,240

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	190	18.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年10月20日 取締役会	普通株式	190	18.00	平成20年9月30日	平成20年11月28日
計		381			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰 余金	190	18.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産未実現利益	4
未払事業税	8
賞与引当金	259
未払法定福利費	30
その他の	19
繰延税金資産計	<u>322</u>
繰延税金資産（固定）	
無形固定資産	9
退職給付引当金	410
役員退職慰労引当金	135
減損損失	21
ゴルフ会員権評価損	21
その他の	27
繰延税金資産小計	<u>625</u>
評価性引当額	<u>△45</u>
繰延税金資産合計	<u>579</u>
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△154
その他有価証券評価差額金	<u>△0</u>
繰延税金負債計	<u>△154</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>425</u>

上記繰延税金資産（負債）の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	322百万円
固定資産 - 繰延税金資産	431百万円
固定負債 - その他	6百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
住民税均等割等	4.9%
その他	<u>△1.9%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>48.8%</u>

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び複数事業主制度による厚生年金基金制度（石川県機械工業厚生年金基金）を設けております。

当社の連結子会社である小松プロテクター㈱は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成21年4月1日の当社との合併に伴い、平成21年3月31日付で同社の適格退職金制度及び退職一時金制度を終了しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年3月31日現在)	(単位：百万円)
①年金資産の額	20,887
②年金財政計算上の給付債務の額	22,345
③差引額	△1,458

(2)制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(単位：%)
	10.7

(3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高3,723百万円及び別途積立金2,265百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年の元利均等償却であり、当社グループは、当連結会計年度の連結財務諸表上、特別掛金37百万円を費用処理しております。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

2. 退職給付債務に関する事項 (平成21年3月31日現在)	(単位：百万円)
①退職給付債務	△2,593
②年金資産	1,359
③未積立退職給付債務 ((1)+(2))	△1,233
④未認識数理計算上の差異	141
⑤未認識過去勤務債務	75
⑥退職給付引当金 ((3)+(4)+(5))	△1,016

3. 退職給付費用に関する事項 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	(単位：百万円)
①勤務費用 (注1)	336
②利息費用	49
③期待運用収益 (減算)	10
④数理計算上の差異の費用処理額	37
⑤過去勤務債務の費用処理額	39
⑥退職給付費用 ((1)+(2)-(3)+(4)+(5))	452
⑦退職給付制度終了損 (注2)	1
⑧合計 ((6)+(7))	453

- (注) 1. 複数事業主制度による厚生年金基金への拠出額（会社負担分）171百万円を勤務費用に含めております。
2. 当社の連結子会社である小松プロテクター㈱における退職給付制度終了損を、特別損失に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①割引率	2.0%
②期待運用収益率	0.75%
③退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
④数理計算上の差異の処理年数 (注1)	5年
⑤過去勤務債務の処理年数 (注2)	5年

- (注) 1. 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から会計処理しております。
2. 発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により会計処理しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,327円04銭
1株当たり当期純利益	49円31銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,699	流動負債	3,212
現金及び預金	6,236	買掛金	1,600
受取手形	2,962	未払金	550
売掛金	5,565	未払費用	67
製品	107	未払法人税等	51
仕掛品	102	未払消費税等	40
未成工事	1,199	前受金	306
原材料及び貯蔵品	191	預り金	26
前払費用	34	賞与引当金	567
繰延税金資産	280	固定負債	1,264
その他の	71	退職給付引当金	948
貸倒引当金	△ 51	役員退職慰労引当金	300
固定資産	10,847	その他の	15
有形固定資産	6,195		
建物	2,163		
構築物	93		
機械及び装置	527	負債合計	4,476
車両運搬具	7		
工具、器具及び備品	163	(純資産の部)	
土地	3,240	株主資本	23,068
無形固定資産	403	資本金	3,099
電話加入権	16	資本剰余金	3,031
ソフトウエア	384	資本準備金	3,031
その他の	1	利益剰余金	17,398
投資その他の資産	4,249	利益準備金	301
投資有価証券	409	その他利益剰余金	17,097
関係会社株式	67	固定資産圧縮積立金	215
出資	21	別途積立金	14,986
破産更生債権等	97	繰越利益剰余金	1,895
長期前払費用	4	自己株式	△ 461
繰延税金資産	381	評価・換算差額等	2
保険積立金	3,107	その他有価証券評価差額金	2
その他の	247		
貸倒引当金	△ 88	純資産合計	23,070
資産合計	27,547	負債・純資産合計	27,547

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:百万円)

科 目		金額
売 売	上 原 価	26,024
売 売	上 総 利 益	19,056
売 売	販 売 費 及び 一般 管理 費	6,967
營 業	業 利 益	6,290
營 業	外 収 益	676
受 取	利 息	33
受 取	配 当 金	101
受 取	保 険 金	2
受 取	家 賃 他	30
そ の	の 他	18
營 業	外 費 用	186
賣 売	上 割 引	22
そ の	の 他	0
經 常	利 益	22
特 別	利 益	840
固 定 資 産 売 却 益		7
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益		105
特 別 損 失		112
固 定 資 産 売 却 損		5
固 定 資 産 除 却 損		7
ゴルフ会員権評価損		10
投資有価証券評価損		1
税 引 前 当 期 純 利 益		24
法 人 税 、 住 民 税 及び 事 業 税		400
法 人 税 等 調 整 額		△ 24
当 期 純 利 益		376
		552

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	3,099
当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	3,099
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	3,031
当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	3,031
資本剰余金合計	3,031
前期末残高	3,031
当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	3,031
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	301
当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	301
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	216
当期変動額	-
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 1
当期変動額合計	△ 1
当期末残高	215
別途積立金	
前期末残高	14,986
当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	14,986
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,723
当期変動額	-
剰余金の配当	△ 381
当期純利益	552
自己株式の処分	△ 1
固定資産圧縮積立金の取崩	1
当期変動額合計	171
当期末残高	1,895
利益剰余金合計	17,228
前期末残高	-
当期変動額	-
剰余金の配当	△ 381
当期純利益	552
自己株式の処分	△ 1
固定資産圧縮積立金の取崩	-
当期変動額合計	169
当期末残高	17,398

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	金額
自己株式	
前期末残高	$\triangle 466$
当期変動額	
自己株式の取得	$\triangle 0$
自己株式の処分	5
当期変動額合計	5
前期末残高	$\triangle 461$
株主資本合計	
前期末残高	22,892
当期変動額	
剰余金の配当	$\triangle 381$
当期純利益	552
自己株式の取得	$\triangle 0$
自己株式の処分	4
当期変動額合計	175
前期末残高	$23,068$
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	55
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	$\triangle 52$
当期変動額合計	$\triangle 52$
前期末残高	2
評価・換算差額等合計	
前期末残高	55
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	$\triangle 52$
当期変動額合計	$\triangle 52$
前期末残高	2
純資産合計	
前期末残高	22,948
当期変動額	
剰余金の配当	$\triangle 381$
当期純利益	552
自己株式の取得	$\triangle 0$
自己株式の処分	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	$\triangle 52$
当期変動額合計	122
前期末残高	$23,070$

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び未完成工事 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下げの方法により算定)

原 材 料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下げの方法により算定)

貯 藏 品 最終仕入原価法

(会計方針の変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準 第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法
主な耐用年数は以下のとおり

建 物 8～50年

構 築 物 7～40年

機械及び装置 7～10年

車両運搬具 4～5年

工具、器具及び備品 2～8年

無形固定資産………利用可能期間(5年)に基づく定額法

(ソフトウエア)

(4) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から会計処理しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により会計処理しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計方針の変更)

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,438百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 324百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕 入 高 3,437百万円

営業取引その他 30百万円

営業取引以外の取引による取引高 24百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式	普通株式	308,444	80	3,560	304,964

(注) 1 自己株式の増加数の内訳

単元未満株式の買取による増加 80株

2 自己株式の減少数の内訳

ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の処分による減少 3,500株

単元未満株式の買増請求による減少 60株

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）	
未 払 事 業 税	6
賞 与 引 当 金	229
未 払 法 定 福 利 費	27
そ の 他	18
繰延税金資産計	280
繰延税金資産（固定）	
退 職 給 付 引 当 金	383
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	121
減 損 損 失	21
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	21
そ の 他	27
繰 延 税 金 資 産 小 計	574
評 価 性 引 当 額	△45
繰 延 税 金 資 産 合 計	529
繰延税金負債（固定）	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	△145
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1
繰 延 税 金 負 債 計	△147
繰延税金資産の純額	381
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別内訳	
法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.3%
住民税均等割等	5.1%
抱合せ株式消滅差益	△4.6%
その他	△2.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5%

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に鋼板加工設備・塗装ライン設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	202百万円	115百万円	86百万円

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	29	百万円
1年超	59	百万円
計	88	百万円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	32百万円
減価償却費相当額	30百万円
支払利息相当額	1百万円

- (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(注) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありませんので項目等の記載は省略しております。

企業結合等に関する注記

- (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 小松ウォール工業㈱（当社）

事業の内容 間仕切製品の製造、販売ならびに施工

被結合企業

名称 小松ウォールシステム開発㈱（当社の完全子会社）

事業の内容 当社グループのシステム開発業務及び保守業務

- ② 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

平成20年4月1日を合併期日とし、当社を存続会社、小松ウォールシステム開発㈱を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は小松ウォール工業㈱となっております。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

- ③ 取引の目的を含む取引の概要

当社は環境の変化に即応し、当社グループの一層の経営効率化を図るため、当社の完全子会社である小松ウォールシステム開発㈱と合併いたしました。

- (2) 実施した会計処理の概要

当社が小松ウォールシステム開発㈱より受入れた資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。なお、当社が保有する当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額105百万円については、抱合せ株式消滅差益として損益計算書の特別利益に計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	小松ウォールサービス株	間仕切の施工	所有直接 100%	兼任 3 人	当社間仕切製品の施工	間仕切施工の外注	3,043	買掛金	287

(注) 1 間仕切施工の外注価格については、提示された総原価を検討の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,176円86銭
1 株当たり当期純利益	52円13銭

重要な後発事象に関する注記

(子会社との合併)

当社は、連結子会社である小松プロテクター株を平成21年4月1日付で吸収合併いたしました。これにより、小松プロテクター株の資産・負債及び権利義務の一切を引き継いでおります。

なお、同社の平成21年3月31日現在の財政状態は、次のとおりであります。

資産合計 1,214百万円

負債合計 103百万円

純資産合計 1,110百万円

また、当該合併に伴い、抱合せ株式消滅差益1,062百万円が発生しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

小松ウォール工業株式会社
取締役会御中

平成21年5月13日

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木昌治 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士 森田浩之 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小松ウォール工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小松ウォール工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

小松ウォール工業株式会社
取 締 役 会 御 中

平成21年5月13日

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木昌治 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士 森田浩之 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松ウォール工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社が、平成21年4月1日付で連結子会社を吸収合併したことにより、抱合せ株式消滅差益が発生している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の執行についても、指摘すべき事実は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうようなものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月18日

小松ウォール工業株式会社 監査役会
常勤監査役 和田 良一 印
監査役 佐久間 宜晃 印
社外監査役 林 他喜男 印
社外監査役 山口 徹 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第42期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質をより一層強化することと今後の事業発展などを考慮して、下記のとおりといたしましたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額190,768,968円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
第1条～第4条（条文省略） (公告方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第1条～第4条（現行どおり） (公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。	公告方法を電子公告に変更し併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
第6条（条文省略） (株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	第6条（現行どおり） (削除)	株券が電子化されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定が不要となりますので削除するものであります。
第8条（条文省略） (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。 ② 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第7条（現行どおり） (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (削除)	株券が電子化されたことに伴い、単元未満株券不発行に関する規定が不要となりますので削除するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利 4. 第13条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利 4. 第12条に定める請求をする権利	株券が電子化されたことに伴い、実質株主に係る規定が不要となりますので削除するものであります。
第11条（条文省略） (株主名簿管理人) 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）、新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	第10条（現行どおり） (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	株券が電子化されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿に係る規定が不要となりますので削除するものであります。
第13条～第19条（条文省略） (員 数) 第20条 当会社の取締役は、16名以内とする。	第12条～第18条（現行どおり） (員 数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。	執行役員制度導入に伴い、員数を減員するものであります。
第21条～第22条（条文省略）	第20条～第21条（現行どおり）	

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長若干名を選定することができる。	執行役員制度導入に伴い、役付取締役より専務取締役、常務取締役を削除するものであります。
第24条～第26条（条文省略） (顧問または相談役) 第27条 当会社は、取締役会の決議により、顧問または相談役を置くことができる。	第23条～第25条（現行どおり） (削除)	取締役会の決議により設置できる旨、当社組織規定に定めがあることにより削除するものであります。
第28条～第40条（条文省略） (新 設)	第26条～第38条（現行どおり） 附 則 1. 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 2. 本附則は、平成22年1月6日をもって削るものとする。	株券が電子化されたことに伴い、経過的措置を定めるため附則の新設をするものであります。

(注) 1. 変更を要する条文のみ記載しました。
2. を表示した箇所が変更部分を示します。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（16名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、平成21年4月22日開催の取締役会で執行役員制度の導入を決議し、日々変化する経営環境のもと、経営の意思決定と業務執行を分離することにより、経営の迅速化と効率化ならびにコーポレートガバナンスの充実を図ることにいたしました。

つきましては、取締役会において迅速かつ的確な意思決定が行えるよう取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	加納 裕 (昭和28年11月26日生)	昭和54年12月 株式会社タナベ経営退職 昭和55年1月 当社入社 昭和59年3月 同 常務取締役 昭和61年3月 同 代表取締役専務 平成元年1月 同 代表取締役副社長 平成4年6月 同 代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 小松ウォールサービス株式会社 代表取締役社長	152,612株
2	牛島 覚 (昭和23年5月17日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和59年12月 同 販売部長兼海外部長 昭和62年3月 同 取締役 平成3年6月 同 常務取締役 平成11年6月 同 営業本部長兼販売部長兼東北・九州ブロック長 平成16年6月 同 専務取締役 現在に至る 平成17年4月 同 営業本部長兼東北・九州ブロック長 現在に至る	27,868株
3	吉岡 哲雄 (昭和22年9月20日生)	昭和49年7月 三谷商事株式会社退職 昭和49年8月 当社入社 昭和59年8月 同 技術部長 昭和62年3月 同 取締役 平成3年6月 同 常務取締役 現在に至る 平成11年4月 同 管理本部長 現在に至る	29,937株
4	木戸 義朗 (昭和23年3月30日生)	昭和43年1月 当社入社 平成元年9月 同 第三工場長 平成4年6月 同 取締役 現在に至る 平成17年6月 同 生産本部長兼生産管理部長 兼第一購買部長 平成18年4月 同 生産本部長兼生産管理部長 現在に至る	9,000株
5	鈴木 裕文 (昭和25年8月30日生)	昭和60年5月 大成道路株式会社 (現大成ロテック株式会社) 退職 昭和60年6月 当社入社 平成元年3月 同 経理部長 平成4年6月 同 取締役 現在に至る 平成20年4月 同 経理部長兼情報システム部長 現在に至る	124,000株
6	本彦 義夫 (昭和27年3月19日生)	昭和51年12月 当社入社 平成15年9月 同 総務部長兼人事部長 現在に至る 平成17年6月 同 取締役 現在に至る	10,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

現監査役4名のうち監査役佐久間宜景氏、山口徹氏の2名は本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役和田良一氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の熊田雅巳氏は、退任監査役和田良一氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残任期間となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	熊田 雅巳 (昭和28年10月30日生)	昭和52年3月 当社入社 平成4年4月 同 東京支店長 平成11年6月 同 取締役 現在に至る 平成16年4月 同 東京市場開発部長 平成18年4月 同 東京市場開発部長兼長野支店長 平成19年11月 同 市場開発部長 平成21年4月 同 市場開発部 東日本担当 現在に至る	9,700株
2	山口 徹 (昭和20年2月5日生)	昭和46年7月 株式会社共和工業所入社 昭和54年7月 同 取締役 昭和60年7月 同 代表取締役副社長 昭和61年7月 同 代表取締役社長 現在に至る 平成17年6月 当社監査役 現在に至る	280株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山口徹氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役に就任してから本総会の終結の時をもって4年となります。
 3. 山口徹氏は、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い識見を有することから、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役片山光良氏、山本孝三氏、巾下修二氏、万仲秀和氏、和田裕氏、熊田雅巳氏、平田保次氏、根上清氏、武居秀雄氏、中村猛氏の10名および監査役和田良一氏に対し、その在任期間中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

また当社は、経営改革の一環として役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを平成21年4月22日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、第3号議案をご承認いただくことを条件として再任される取締役6名に対し、退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を行うことにつきましてご承認を賜りたいと存じます。

上記の退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額は、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で、贈呈ならびに支給の時期、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

なお、打ち切り支給の時期は、各氏の退任時とする予定であります。

(1) 退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
片山光良	昭和63年3月 平成3年6月	当社取締役 同 常務取締役 現在に至る
山本孝三	平成4年6月 平成16年6月	当社取締役 同 常務取締役 現在に至る
巾下修二	平成8年6月	当社取締役 現在に至る
万仲秀和	平成8年6月	当社取締役 現在に至る
和田裕	平成8年6月	当社取締役 現在に至る
熊田雅巳	平成11年6月	当社取締役 現在に至る
平田保次	平成14年6月	当社取締役 現在に至る
根上清	平成14年6月	当社取締役 現在に至る
武居秀雄	平成20年6月	当社取締役 現在に至る
中村猛	平成20年6月	当社取締役 現在に至る

(2) 退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
和田良一	平成13年6月	当社常勤監査役 現在に至る

(3) 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
加 納 裕	昭和59年3月 昭和61年3月 平成元年1月 平成4年6月	当社常務取締役 同 代表取締役専務 同 代表取締役副社長 同 代表取締役社長 現在に至る
牛 島 覚	昭和62年3月 平成3年6月 平成16年6月	当社取締役 同 常務取締役 同 専務取締役 現在に至る
吉 岡 哲 雄	昭和62年3月 平成3年6月	当社取締役 同 常務取締役 現在に至る
木 戸 義 朗	平成4年6月	当社取締役 現在に至る
鈴 木 裕 文	平成4年6月	当社取締役 現在に至る
本 彦 義 夫	平成17年6月	当社取締役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内

●場所 石川県小松市工業団地1丁目72番地

当社本店 2階会議室

TEL 0761(21)3131(代)

●交通 小松空港 タクシー 5分

〈金沢方面から〉

北陸自動車道小松インターチェンジ 車 10分

〈福井方面から〉

北陸自動車道片山津インターチェンジ 車 7分

ETC 専用

安宅 PA スマートインターチェンジ 車 2分

JR 北陸線小松駅 タクシー15分

